

藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部改正について
藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

2017年（平成29年）6月5日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第7号中「第2項」の次に「（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。第39条第4項において同じ。）」を加える。

第12条の3第1項第2号中「第19条第13号」を「第19条第14号」に改める。

第33条中「第28条」を「第29条」に改める。

第39条第4項中「前条第2項」を「第37条」に、「又は情報提供者（）」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（これらの者のうち、）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い、規定の整備を図る必要による。